

(4) 松江藩における近世中・後期たたら製鉄業の展開

相良英輔

はじめに

田部家文書を通しての「近世前期の田部家とたたら経営」については、すでに不完全ながら分析したので、^①ここでは近世中期以降のたたらについて言及していきたい。

近世中期の松江藩鉄山政策はどのような展開を示しているであろうか。松江藩は慶安元年（一六四八）より鉄を藩の専売（御買鉄制）とし、^②元禄四年（一六九一）天秤吹きが始まるころも御札座による藩専売は続けられた。元禄七年、松江藩は天秤鑪を使用する鑪の運上銀を三割増額させるが（卜蔵家文書「諸控」）、^③このことは天秤鑪導入が鉄生産量増大につながったことを示す。

宝永元年（一七〇四）藩専売は中止となり、仁多・飯石・大原・神門四郡に先納銀六〇〇貫を納めさせることにした。しかしこの先納銀にはかなりの無理があったと思われ、翌四年には中止され、また藩専売になっている。ところが、宝永四年十月、幕府が藩札の発行を禁止したこともあり、翌五年七月藩の御札座による専売制は中止されることになった。しかし翌五年秋にはまたまた鉄方の御買制が復活している。藩はたたら産業について専売制にすることによって主導権を握り、たたら産業を藩財政に寄与させることを目論んだ。しかしなかなか鉄師たちの協力を得たようには思えない。その後、藩と鉄師との間はぎくしゃくしている。

宝永七年（一七一一）二月、松江藩の有力鉄師杠小三郎は、郡奉行速水与一兵衛に対し、御札座鉄代過銀七貫八〇〇匁余を渡してくれるよう、

下郡勘右衛門と与頭七郎左衛門の取次によって願い出ているが、拒否されている。また、翌正徳元年（一七一一）五月には松江藩の鉄師一〇人が「御買鉄代御議定違之事并不足銀」について、一〇年賦で返却いただけるよう、鉄方御役所桑原喜太夫、岡本善右衛門へ願い出ている。しかし願ひ事が受け入れられた様子はない。その後、藩は正徳四年八月には「天秤吹」を禁止し、「差吹」ふいごの使用を命じているが、すぐ天秤吹きを復活させている。藩の鉄山政策が常に動揺し、一貫性がない。

特に、前述した享保七年十一月の「享保年間三郡御買鉄二関スル一件」^④を見ると、藩は、二歩銀を八歩銀にしたり、割鉄値段を銑値段で計算していたりした。さらに藩は、大坂鉄値段の情報を独占していると思っていたようであるが、実は鉄師たちもこの当時はすでに大坂の鉄値段情報を持っていたことから、藩側の主張する大坂鉄値段が鉄師たちのつかんでいる鉄値段の情報とはだいぶ異なっていたため、鉄師たちからすれば、藩の鉄山政策は「めいわく仕候」ことであり、「御むたい成ル事」であり、このままでは鉄師たちは「潰れ申より外無御座候」と訴えた。^⑤さらにこの時藩の示した「御算用御目六」は、鉄師たちからみると、「余ほど相違御座候」と判断し、彼らは「判形」を押さず、納得できない旨の「口上書」を差し出した。怒った郡奉行の桑原喜太夫は脇差に手をかけ強引に了承させようとしたが、鉄師たちは頑として同意しなかった。最終的には郡奉行も「口上書」を受け取った。そしてその後郡奉行は仁多郡へ出郡し、鉄師作製の算用目録の調査を行い、ほどなく事件は終息している。^⑥

この後、享保十一年（一七二六）いわゆる「鉄方法式」といわれる藩の鉄山政策が決められ、鑪は仁多郡五カ所、大原郡一カ所、飯石郡三カ所、神門郡一カ所が認められ、鍛冶屋は四カ所（三軒半）と定められた。そして一〇カ所の鑪に対して先納銀一五〇貫目、鍛冶屋四カ所に対して

は銀一〇貫目が課せられることになった。宝永元年（一七〇四）「御買鉄制」を止めた時、「先納銀六〇〇貫目」が命ぜられている。それからすれはずいぶん鉄方へ配慮した政策である。しかも鑪株を一〇株に限定し、過当競争を防ぎ、安定した鉄山業の存続を意識した政策である。

たたら製鉄業も天秤軸の導入や大規模生産への方向に進みつつあり、山間地の零細農民の重要な賃稼ぎになっていた。藩はこれまでたたら産業に対して藩財政への貢献のみを課してきたが、領民の生活を支える産業とみなし、ひいてはそれが安定した年貢の納入につながると考えるようになったのではないか。

こうして松江藩におけるたたら製鉄業は九人の鉄師に限った天秤ふいごによる大量生産体制時代に入っていく。しかしその後のたたら製鉄業は決して平坦な道を歩んではない。周知の「鉄座」設置による鉄師への影響についても、松江藩については、具体的な検証はほとんどなされていない。したがってここでは鉄師の史料に従って、中・後期のたたら製鉄業の時代的特徴を明らかにしてみたい。

一 鉄座の設置と鉄師への影響

安永九年（一七八〇）から天明七年（一七八七）まで、幕府によって鉄座が設置され、鉄値段が下がって鉄生産者を苦しめたことはこれまでもしばしば言及されてきた。しかし、松江藩においては具体的な史料の明示によって言及されてはいない。そこでこの時期の鉄師の具体的な窮状を見てみたい。

たたら製鉄の現状を知るもつとすぐれた史料として「鉄方御用留」がある。鉄師たちの願い事などが庄屋・下郡・組頭などへ出され、それが藩へ取り継がれていく史料などが記されている。鉄座の設置された翌年の安永十年の「鉄方御用留」を見ると、まず注目されるのは、正月に

加食村の仁兵衛は大内原に「差吹鉦」を二月から「老ヶ月受」で操業したい旨、願い出ている。仁兵衛は四月にも五月から「一ヶ月請」で操業を願い出ている。この時も「差吹鉦」である。勿論多くの場合、既に「天秤吹」であるが、まだこのように「差吹鉦」が残っているのである。しかし操業許可願いの期間が一月というのは珍しくなく、一ヶ月がむしろ一般的である。天明四、五年の「鉄方御用留」を見ると、「三ヶ月請」の操業許可申請が多い。このように通年操業でないところにたたら操業の不安定性を垣間見るのである。

ところで安永十年正月二十一日、藩は、鉄師頭取である田部長右衛門に対して「大馬木村四郎左衛門差問」により、「田畑家財御取上、鉦・鍛冶屋之分ハ御仕入之名目」と通達している。すなわち仁多郡大馬木村の四郎左衛門（絲原家）はこの時経営不振によって借金がかさみ、破産して藩に家督を取り上げられているのである。その結果「大馬木村四郎左衛門鉄師頭取御免」になっている。絲原家にかわって頭取になったのは卜蔵屋甚兵衛である。田部長右衛門はそのまま頭取で、二人頭取体制である。

鉄座設置による幕府の鉄専売制が、鉄の生産者に与えた打撃はかくも大きかったのである。鉄座の設置による経営不振は絲原家のみではない。天明四年（一七八四）十月五日、田部長右衛門は松江藩に対し、たたら操業における労働者の用米として、「例年願米千式百表拝借被仰付度」^①願ひ出、藩もこれを了承した。ただし、その代銀上納については、翌五年の三月から六月までに、米の「地平均値段」で上納するように念を押ししている^②。これは例年の拝借米であったが、藩に対する拝借米はそれのみではなかった。

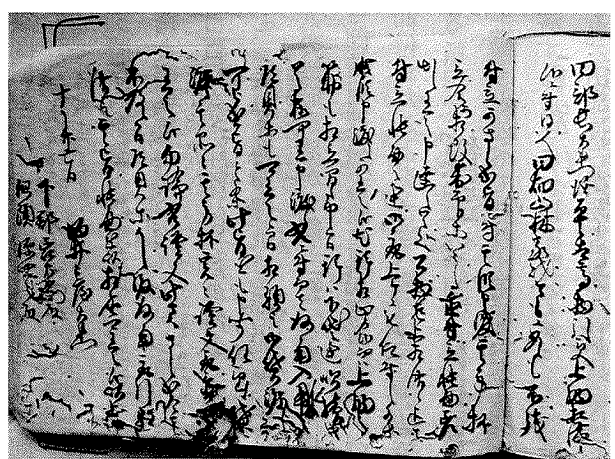
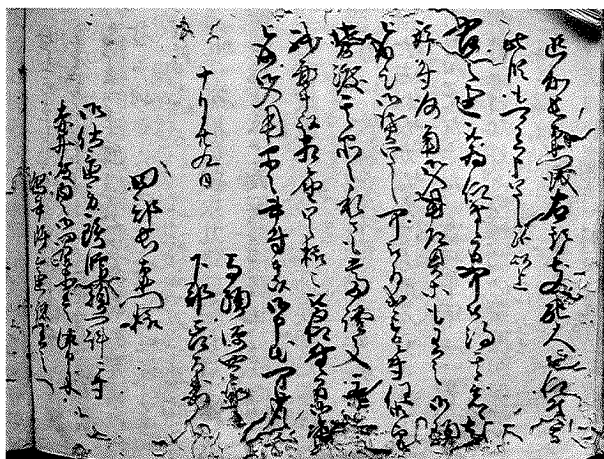
松江藩の鉄師たちは困窮していたため、藩は田部長右衛門を含めた鉄師たちに対し、天明四年「辰納米式千六百表」の拝借米の願いを了承し、

先の田部長右衛門と同じくその代銀は米価の「地平均直段」で翌年の三月から六月までに上納するよう鉄師代表の田部長右衛門と卜蔵甚兵衛へ申し渡ししている。⁽⁸⁾つまりこの年には、田部長右衛門のみならず、すべての鉄師は「鑑用米無之候而難儀」していたのである。

このような状況の中で、翌天明五年にも鉄師たちの窮状は続いた。その結果、天明五年十月二十六日田部長右衛門は莫大な借金を抱えてしまい、藩への「上納相滞候」ことになり、「田畑山林家財ともニ」残らず目録を差出し、「公物返上相済候迄」は目録に書いてある家督はすべて藩に取り上げられることになった。⁽⁹⁾しかしながら、鉦操業をやめてしまつては「公物返上」もできないので、藩に取り上げられた操業のための道具などは藩が貸渡すことにしている。つまり「鉦下作之通吹続キ候様」申し渡ししている。さらに三日後、藩は「田部長右衛門儀右鉦支配人」に申しつけている。鉦操業に必要な道具類をはじめ一切の家督は差し押さえるが、たたら操業は続行させるとともに、その責任者にも任命しているのである。

このように鉄座設置の間に絲原家、田部家という代表的たたら生産者が二人も「破産」においこまれた。いかに鉄座設置がたたら生産者にとって大きな痛手であったかがい知ることができる。

たたら不振は農村にも大きな影響を与えた。天明五年正月、仁多郡大馬木村の年寄定吉と庄屋次兵衛は、下郡次郎兵衛と与頭四郎右衛門を通して藩へ無運上の大鍛冶屋一軒の許可願いを出している。⁽¹⁰⁾すなわち、「三四十年前迄者鑑鍛冶屋も不絶吹続候故、農業之間々諸かせきを以御上納相勤、仮成百姓相続」することができたが、「其後鉄山中絶、諸働も無御座」、木を伐ることともなくなって、山々に木が立ち籠り、猪や鹿が繁殖し、作物を荒らし、「百姓相続難相成、迷惑至極」であり、村民は困窮している。そこで大馬木村の庄屋・年寄は、村民を代表して



天明5年 田部家のたたら経営が困難に陥った時の一件史料（「鉄方御用留」）

「暫之内、無運上之大鍛冶屋老軒」を仰せ下さるよう願ひ出ている。この願いの三々四十年前以前は、鑪・鍛冶屋も絶えず吹き続けていたが、天明五年には鉄山中絶も少なくないことを示している。

二 寛政十年の鉄師共借銀と割鉄生産への移行

「鉄方法式」は鑪株を一〇カ所、鍛冶屋を四カ所認めている。これは藩の鉄山政策が銑生産に重きを置いたものであったことを示している。近世前期に割鉄よりも銑の生産が多かったのは松江藩の特徴である。たとえば広島藩の場合、享保十二年（一七二七）の山県郡において鑪カ所はわずか二カ所であるが、割鉄鍛冶屋は二四カ所も認められている。この流れは後々まで変わらない。つまり銑で大坂へ出荷することはなく、すべて割鉄の出荷である。¹⁴⁾

ところが松江藩の場合、寛保4〜寛延二年（一七四四〜一七四九）の鉄販売量の割鉄と銑と鋼の比率を見ると、五三%、四五%、二%である。宝暦十四年（一七六四）の場合も、割鉄、銑、鋼の比率は四八%、四九%、三%である。¹⁵⁾ところが天保十四年（一八四三）の史料ではこれが大きく変化する。一〇人の鉄師のうち、九人はすべて割鉄のみを販売しているのである。銑を販売しているのは宮本御鑪のみである。割鉄生産の比率が増大していったのはいつごろからであろうか。寛政二年三月「無運上鍛冶屋御免被仰付候御願書写」¹⁶⁾のなかの「御内々演説申覚」によると、松江藩は「無運上」で大鍛冶屋を三々四軒許可した場合、引き受ける者がいるかどうかを鉄師役人の可部屋三郎左衛門と卜蔵屋甚兵衛に問いただしている。これに対して、鉄師側は「鍛冶屋仕候人之様子も不相知、慥成儀も難申上奉存候」とか「鍛冶屋職人稀ニ御座候間、急ニ人数集候儀無覚束奉存候」と申し述べてそれほど鍛冶屋株の増大に積極的ではない。しかし藩役人の方は「銑ニ而他国出し致候よりハ成丈割鉄ニシ

テ差出候へハ御国産も相増、鉄師手前ニても余力ニ相成候」と割鉄出荷を促している。

藩のこのような積極的鉄山政策についての発言にはどのような背景があるのだろうか。我々はこの時期のたたら産業の苦境を考えざるを得ない。前述のように、幕府は安永九年（一七八〇）以降、大坂に鉄座を設置し、諸国の産鉄はすべて大坂に積寄せ、鉄の買入れ価格は鉄座において決定した。この政策によって産地鉄師たちは甚大な影響を受け、壊滅的な打撃を受けた。この政策は天明七年（一七八七）に撤回されるが、松江藩の鉄師たちはなかなか立ち直ることができず、大坂問屋に莫大な借金を背負うことになった。寛政十年（一七九八）には櫻井源兵衛と綿屋長右衛門が借主となり、松江藩の重役が保証人となり、年賦でこれを返済することになっている。¹⁴⁾

すなわち松江藩の鉄師一統は「大坂鉄座已来値段追々引下ケ」られ、その結果、大坂鉄問屋の天王寺屋五兵衛、鴻池栄三郎、嶋屋市兵衛、泉屋理助に対し、「甚高借ニおよ」んだ。そこで藩へ愁訴し、援助を求めた。そこで藩の御勝手方御奉行森東蔵は、寛政十年二月、鉄師の代表である可部屋源兵衛と綿屋茂兵衛の兩人を引き連れ登坂し、前述の四人の鉄問屋から銀千百貫目を拾年賦、年利八朱の「御議定」で二人の鉄師が借用することにし、それを藩が保証する形を取っている。

国元では、七人の鉄師が藩から銀一二八貫余を拝借することになり、「此度於大坂表ニ御借用被為下置、貧民御救、鉄山為永統、鉄師共銘々へ御銀拝借為仰付」たことを「恐入難有仕合奉存候」と感謝している。ただし、借銀するについては、七人全員が「先達而差出置候田畑山林諸家督不残書入申上候」と述べており、田部長右衛門と可部屋源兵衛には御議定の通り返済することについての七人の「連判証文」を「覚」として差出させている。田部長右衛門と可部屋源兵衛はそれを添付して藩の

第1表 寛政10年(1798)鉄師共松江藩からの
家別借用銀

借主	借銀
田部長右衛門	380貫129匁1分5厘
湯野廻四郎左衛門	153貫669匁2分5厘
可部屋源平衛	258貫811匁3分3厘
卜蔵屋甚平衛	74貫666匁6分6厘
加食一郎右衛門	29貫319匁2分1厘
山本屋忠左衛門	70貫768匁7分4厘
川之内清右衛門	141貫537匁4分7厘
田部長右衛門	2人合わせて 120貫目
可部屋源平衛	
合計	1228貫901匁8分1厘

出典：「寛政十歳午三月 鉄師共大坂借用銀鉄方御役所御振替被下置歳賦御上納算用帳」。

役人である岩富権兵衛、勝田為一郎宛てに、「御返上之儀者乍此上私共より稠敷手詰仕、少しも無間違」御議定通り利銀を差出すとしている。借銀した者とその額は、第一表の如くであるが、田部長右衛門銀三八〇貫余、湯野廻四郎左衛門（絲原家）銀一五三貫余、可部屋源平衛銀二五八貫余と続き、たたら製鉄経営の規模の大きい者は借銀額も大きい。この藩に対する借銀は最終的には七人で銀一三三〇貫目となっている。以上のように、鉄師たちは大坂鉄問屋からの借銀とそれに対する藩の「救済」なくしてはたたら経営の継続は困難な状況であった。これは結局、幕府の鉄座設置によって経営が困難になり、その窮状から抜け出し

えなかったのである。

このようなたたら産業における事情を背景に、松江藩も鉄師たちに早く経営を軌道に乗せてほしかったのである。その一つの方法として銑出荷から割鉄出荷を推奨し、そのため無運上鍛冶屋の担い手を探していたのである。しかし、肝心のたたら関係者が今一つ積極的でなかった。寛政十一年（一七九九）の「鉄方御用留」にも藩が割鉄生産を進めている史料がある。文化六年（一八〇九）にも同様の史料がある¹⁵。こうして最初積極的でなかった鉄師たちもしだいに割鉄生産に重点をおくようになり、天保十四年にはほとんど割鉄の出荷になっていた。はじめ三軒半しか認めていなかった鍛冶屋であったが、その後無運上鍛冶屋として認めていき、しだいに鍛冶屋を増やしていったのである。

この鍛冶屋経営に最も積極的であったのが田部家であった。享保十一年には松江藩全体で四カ所しか認められていなかった鍛冶屋であったが、安政五年（一八五八）に田部家のみで広瀬領内のもも含め、七カ所の鍛冶屋を経営している。銑生産から割鉄生産・出荷への転換にもっとも積極的であった田部家は、さらに飛躍していったとみることができる。

三 文政十三年と元治二年の吉田町大火

文政十三年（一八三〇）六月十七日九ツ（子刻・深夜十二時）、吉田町の無田和四郎方より出火、おりしも西南の強風により大火になり、「竈敷」一二軒を類焼した¹⁶。この時、田部長右衛門宅は風下ではあったが、大勢の者が集まり、「防禦」した結果、なんとか類焼を免れたが、長右衛門家の貸家一五軒と分家・下綿屋（佐一右衛門家）居宅、同家土蔵・納屋・湯殿・雪隠とも残らず焼失した。

佐一右衛門は三刀屋町の福庭太郎兵衛の実男で、下綿屋を相続したが、転じて本家・前綿屋十七代長右衛門家を継いだ。大火はその直後の出来

事と思われる。「御注進申上御事」には、焼け出された家のすべてを列挙するなかで、その一軒に「当時明家ニ相成居候佐一右衛門家」が記されている。当時分家であった下綿屋・佐一右衛門家がどのような規模の家であったかは定かではないが、類焼の家を列挙した中では、佐一右衛門家は、持高一二四石、町屋敷五カ所、「明家」一軒、それに湯殿・雪隠一軒、味噌蔵一軒、土蔵二軒、納屋一軒を焼失したとある。吉田町では田部本家に次ぐ家だったと思われる。そして本家である田辺長右衛門家も一五軒の貸家を焼失している。この「一五軒」は、いわゆる「町屋敷」ではなく、新町の長屋であったと思われる。吉田町は六〇数軒の町並みであるが、これは「町屋敷」である。

ともあれ、この大火は田部家にとっても大変な痛手であったことは確かである。しかしながら、このころから田部家のたたら製鉄業は逆に少しずつ隆盛に向かうことは後述する。

さて、田部家の歴史において、元治二年（一八六五）五月七日、暁八ツ（午前二時ころ）に発生した火事は大事件である。以下、「吟味口上書」に従ってこの大火を見てみたい。

吉田町・田部長右衛門手代の礼蔵は、田部家の裏門長屋に居住していたが、夕方炉の灰を取り、俵に入れ、門脇においていたところ、灰の中に火の気が残っていて、積み上げていた木に火が燃え移り、おりしも西南の大風が吹いていたため、田部家居宅に燃え移り、土蔵も類焼し、さらに吉田町の道の両側へ燃え移っていった。この時期は日照り続きで乾燥していたため大火となり、町全体を燃えつくした。焼け出された竈数（居宅）は六一件、土蔵三軒（うち四軒は半焼）、この外、西福寺、薬師堂、十王堂、御制札場も焼け出された。被災者は二四九人である。

この「吟味口上書」には、焼け出された家、その家族数、さらに町であるが耕地を持っている家についてはその持高石数、焼失物などもすべ

て書き出されている。従って当時の吉田町の現状が比較的よくわかる。詳細を述べる余裕はないので、概略記しておきたい。

吉田町の中で、高持は二二人で、そのなかで五石以上は一人、一〇石以上でみると九人である。無高が三九人であるが、彼らが主に商いで生計をたてていたことになる。残り二二人は商いの余力で耕地を持った者とみなすことができる。また、借屋住まいの者は一六人である。この中で土蔵を持っている者が三人いるが、ほとんどは土蔵などない小商いの者であったと推定できる。ただ、西福寺の借屋に住む藤次は五石二斗の高持である。

吉田町の最有力者・田部長右衛門は、持高九七〇石、焼け出された居家一軒（ほかに長右衛門後家貞順居宅がある）、土蔵二軒（焼けていない土蔵は記されていない）、酒蔵二軒、納屋小屋二軒、雪隠一五、雪隠小屋一軒、水車一である。この外、田部家の所有するものとしては、元礼蔵の長屋と借屋五軒がある。期せずして吉田町における田部家の実態を知ることができた。もちろんこの外、家督（資産）としては、もっとも重要な鉦場、大鍛冶場、山内住宅がある。安政五年（一八五八）時点で鉦場三カ所、大鍛冶場七カ所がある。

長右衛門以外の有力者としては、年寄の傳七が四六石の高持でもある。さらに目代の六右衛門は五〇石の高持である。六右衛門は借屋二軒を持ち、傳七も一軒を所有している。彼らがどのような商いをしていたかは定かでない。この外貸屋持ちとしては、西福寺二軒、萬平も二軒所有している。萬平は二〇石の高持でもある。他に一軒の貸屋を所有する者が四人いる。田部長右衛門の隣家に渡部常伯がいるが、彼は医者で一四石六斗の高持でもある。

以上、吉田町の街並みについて概略みてきた。田部長右衛門家と下綿屋は別格として、外に有力商人として年寄・傳七、目代・六右衛門がお

り、これに次ぐ者として七人ほどの高持の商人がいたが、概して小規模の商いをしていた者であろう。

この大火で田部家も打撃を受けたと思われるが、たたら生産の場は鉦場にしろ、大鍛冶場にしろ、別途各地に分散していたことから事業は続けることができ、しかも物価暴騰の折りではあったが、鉄価もさらに高騰していたので、むしろ大きな利益をあげ、幕末の田部家は、松江城下に宅地や借屋を多く購入し、拡張の時期となっている。

四 田部家一八代豊房

田部家十八代は豊房である。豊房は富村(旧、斐川町)の新田与兵衛実男で、田部家へ養子に入る。十七代に続いて養子である。豊房は賛の入った肖像画をその妻湊子のもと二幅残している。豊房は文久二年(一八六二)、湊子は元治元年の没であるが、この掛軸二幅はいずれも晩年のもののように、肖像画には、頼山陽の弟子・「義亮写」とある。義亮は山陽の肖像画を描いている画家として名を成しているが、田部家が瀬戸内側のこのような有名な画家にわざわざ肖像画を依頼しているということは、田部家の経済的名声が松江藩にとどまらないものであったことを示唆している。

田部家は、天保四(一八三三)〜一八三六)の度重なる飢饉の時代に、経済的不況に耐えてどうか家の存続を守ったが、天明五年(一七八五)と寛政十年(一七九八)に続いて、弘化四年(一八四七)にも「諸家督悉皆上江御引上ケ被仰付」¹⁸⁾とあり、田部家の財産すべてを藩に引き上げられている。

この苦難の時期の田部家の家長が一八代豊房である。弘化四年の経済的苦境の要因について、堀江咲月はこの時期を「銀札の価値の下落により、諸品が高騰し、同時に鉄山労働者の賃金や駄賃も増長し」¹⁹⁾ていた。

「鉄山経営では山内に大量の米や諸物資を供給し、また製品である鉄を市場へ送り出すことも必要であるが、その運送は多くは周辺村落の農民の仕事であった。物価の高騰に加え、労賃・運搬費も上昇するこの状況は鉄山経営にとって非常に苦しかったに違いない」と分析している¹⁹⁾。そしてその結果、広島藩を代表するたたら経営者佐々木家の経営は悪化したと結論づけている。広島藩ならず、松江藩においてもそれは同じであった。その結果、田部家はすべての家督を藩に引き上げられたのである。

このような苦境にあいながらも、豊房はよくその苦難にも耐え、その後の鉄の需要拡大と鉄値段の高騰にも助けられ、田部家のさらなる成長に尽力した。その結果として豊房とその妻についての、賛のある肖像画・掛軸二幅を残すことができたのである。豊房の賛を一部分紹介すると、「度量不群、胸襟清白、忠上慈私、穀家以德、公賞屢歎、家門稟適、既雖捐舍、名実鉄石」とある。おおざっぱな解釈を試みると、「豊房は人間として度量抜群で、心は清く、お上にも忠実で、私的などころでは百姓や雇用人などを慈しみ、地主として徳を持ち、藩からしばしば賞され、田部家の名誉は高められてきた。弘化四年、経済的苦境に陥り、家督を失ったが、それにより名実ともにゆるぐことなく、鉄壁である」というのである。「賛」であるからといって、形式的に褒めたたえている、というものではなく、やはり田部家を発展させた逸材であったといえる。

妻・湊子は一四代田部安興の娘であるが、一四〜一六代の三人が文化七年(一八一〇)の一年間で没している。その後一七代は興真が養子として入り、一八代も養子豊房であり、その妻が湊子ということになる。湊子の「賛」を一部紹介すると、「衆人景慕、親疎無量、不肖富有、敏而勞忘、牝馬守徳、室家有光、天稟温順、漸至為長、豊房来也、以配豊

房」とある。簡単な解説を試みると、「壽子は多くの人に慕われ、親しいからとか親しくないからとかで接し方を変えることもいなく、富裕にもとらわれず、機敏で労をいとわず、女性として徳を守り、一家に光をもたらした。天性の温順な性格を持ち、大人になって、豊房が養子に入ってくるや、豊房の妻として、豊房を支えた」ということになろうか。ときばきと家の事をさばきながら、穩健で気配りのできた女性を彷彿とさせる。

さて、一八代豊房は嘉永期以降、比較的順調にたたら経営を続けることができた。彼の没年は、鉄価が急騰する文久二年（一八六二）である。

五 「御仕入」・「御主法入」の意味するもの

これまで我々は「御仕入」や「御主法入」について確たる概念規定をしてこなかった。いま一つはつきりしなかったのである。²⁰⁾ただ、その具体的なことは、藩が「御仕入」となった家の資産、具体的には田・畑・家財などすべてを「御取上」げ、鉦・鍛冶屋の設備についても名目上、藩の没収とした。しかし実質的には資産を取り上げられた家は、藩から許可を得て、地主経営をし、鉦操業を行うことができたのである。弘化四年の田部家の場合（他の家でも同様とおもわれるが）、「家事向」については、田部家が郡役人に相談し、郡御奉行へ願い出ながら経営しなければならなかった。鉦操業については、藩に取り上げられた鉦・鍛冶屋は、「御鉦」「御鍛冶屋」となり、田部家が藩から「御支配人」に任命され、操業したのである。寛政十一年の絲原家の場合、藩から「手代職」を仰せつけられている。

このような「御仕入」・「御主法」をどのような共通概念で表現するかは、いまだ確定的ではない。最近、中山富広氏が筆者の論稿さらには、弘化四年の「御用留」を典拠に、この「御仕入」・「御主法」をわかり

やすく、あえて誤解を恐れず「破産」と表現している。²¹⁾

しかしながら、実態としては「公物」や「借銀」は返済可能な状況であり、事実田部家でも、天明五年、寛政十年、弘化四年と「御主法入」となりながらも、復活している。「無運上」などの藩の救済策はあるが、借銀は返済しているようである。従って「破産」状態には至っていないと思われる。しからばどのような状態とみなすべきか。

前述したように、寛政十年、松江藩の田部家、櫻井家、絲原家、卜蔵家など鉄師七人が大坂鉄問屋への借用銀を藩に「御振替」てもらい、鉄師たちは藩への借銀にもらった時、鉄師たち全員が「先達而差出置候田畑山林諸家督不残書入申上候」と、すべての資産を「書入」にした。この「書入」こそが「御仕入」・「御主法」ではないか。つまり、「質入」でなく、「書入」である。借銀の抵当契約において、「質入」のように、契約期間中、抵当物件（田・畑・家財など）を債権者（藩）に引き渡すのではなく、借用証文に抵当物件を書き入れるのみとするものである。

百姓・町人の藩への公物・年貢・養米の返済などは、藩としては決していささかも譲れないものとして対処した。従って期限内に納めなかった場合、全資産を没収した形を取り、実質的には藩の許可を与え、これまでどおり農業経営、地主経営、たたら操業を行わせ、借銀などを返済させたのである。鉄師たちも一年でも養米の返済ができなかった場合、ひたすら藩の救済をお願いしているから、「破産」状態を救ってもらおうような「御願」になっているが、それほど深刻ではない時もあったのではないか。寛政十年の時は、中山富広氏も引用しているように「身代ニ余り候及高借ニ、必至相統難相成、諸家督投出、可及潰ニ茂場ニ至り候」²²⁾と確かにかなり深刻であった。しかしそれほど深刻な経済状態でなくても、藩への借銀返済が期限通りできなかった場合、藩も厳しく対処した

ため、我々はいささか深刻な経済状態を連想してしまったような気がする。

六 幕末・維新期の田部家とたたら経営

弘化三年（一八四六）の田部家のたたら経営における苦境の要因を推し量るものとして、前述の堀江咲月の研究成果がある。²²⁾

田部家も弘化四年（一八四七）、藩によって家督を差し押さえられ、藩の勝手方がこれを管理することになった。²³⁾

ところが、幕末の緊迫した世情の中で、軍需品などの原料として鉄の需要が急拡大したと思われ、安政三年以降鉄価格は徐々に上昇し、田部家のたたら経営はしだいに安定し、大きな利益を上げるようになる。

「文政九年以降鑪方勘定出目銀座写」は、文政九年（一八二六）以降の田部家の各鑪における生産量、売上高、利益などを計上したものであるが、第二表はそれを菅谷鑪についてみたものである。菅谷鑪は経営がもっとも安定しており、他の鑪には損失を出しているときでも常に利益を計上している。第二表をみると、安政期から売上高も急上昇しており、明治三年以降また売上高、利益ともに減少している。「大坂物価沿革表」によると、安政三年から鉄価格は徐々に上昇していった。万延元年（一八六〇）の貨幣改鑄以降には全般的に物価は高騰していき、特に鉄価は文久二、三年に急騰している。

第三表は安政六年（一八五九）から慶応三年までの田部家全鑪の損益合計をみたものである。文久三年（一八六三）から利益が急増している。全般的物価上昇の中で、鉄価の上昇が米価の上昇をうまわっていることを示している。

しかし慶応二年以降、鉄山労働者の飯米としてたたら経営者に必須の米の値段が暴騰し、鉄価の上昇を上回ったため、鉄生産のコストを上昇

第2表 田部家菅谷鑪経営における鉄・鋼等の年平均売上高と利益

単位：銀 貫目

時 期 別	売 上 高	利 益
文政・天保期の年平均	101.4	24.6
弘化・嘉永期の年平均	125.8	63.2
安政期の年平均	170.2	67.2
万延・文久・元治期の年平均	265.2	129.4
慶応元・明治2の年平均	469.2	207.5
明治3	91.9	36.3
明治4	160.7	77.9

(注) 数字の不明な年もあり、文政・天保期から万延・文久・元治期はそれぞれ5年間の平均。

慶応元・明治2は4年間の平均

出典：相良英輔編著『松江藩鉄師頭取 田部家の研究』28頁参照

第3表 田部家全鑪の損益銀

単位：銀 貫目

年次	損益	か所別鑪の損益
安政6	133.1	鑪6か所すべてで利益あり。
万延元	175.3	鑪5か所のうち、八代谷鑪のみは損銀をだす。
文久2	165.9	鑪6か所のうち、八重瀧鑪のみ損銀をだす。
文久3	423.6	鑪6か所すべてで利益をだす。
元治元	1056.2	鑪6か所すべてで利益をだす。
慶応元	1398.7	鑪7か所のうち、新しい奥原鑪のみ損銀だす。
慶応3	-128.8	鑪7か所のうち、利益をだすのは菅谷鑪と中谷鑪のみ。

出典：「文政9年以降鑪方勘定出目銀座写」（整理番号「右上2前4-22」）。

させ、たたら経営を危うくさせていった。しかしながら、国家の政治的・経済的混乱状況の中でも、田部家はよく耐え抜き、たたら製鉄業を存続させていった。

とはいえ、近代以降、鉄鋼石を原料とする洋鉄の輸入は拡大していき、さらに八幡製鉄所の設立などもあって、コストの高いたたら製鉄は近代的な溶鉱炉による製鉄に抗することはできなかった。田部家は明治四十年、規模の縮小を図り、菅谷鑪、大吉鑪と菅谷、杉谷の両鍛冶屋だけを維持し、中谷鑪、瀧谷鍛冶屋、八重瀧鑪、堂ヶ谷鑪、恩谷鍛冶屋、立石鑪、和恵鍛冶屋の七カ所を廃業することになる。その後、杉戸鑪、町鍛冶屋も引き続いて休業し、小規模経営にしていった。そしてついに大正十二年にはたたら製鉄業のすべてを廃業し、木炭業に転換していくのである。²⁵⁾

注

- (1) 「近世前期の田部家とたたら経営」『山陰におけるたたら製鉄史の比較研究―近世・近代を中心に―』島根県古代文化センター、二〇一一年刊、所収) 所収島根県古代文化センター
- (2) 「鉄山旧記写」『鉄師絲原家の研究と文書目録』二〇〇五年三月、一一八頁所収)
- (3) 山崎一郎「十七〜十八世紀前期、松江藩の鉄山政策と鉄山業の展開」『史学研究』第二六七号、二〇一〇年三月、一三頁)
- (4) 「享保年間三郡御買鉄ニ関スル一件」『鉄師絲原家の研究と文書目録』(島根県横田町一現、奥出雲町教育委員会)、二〇〇五・三、一〇七〜一二七頁) 所収。
- (5) この「享保年間三郡御買鉄ニ関スル一件」に関しては、土井作治「松江藩の鉄山政策と製鉄技術」(たたら研究会編『日本製鉄史論集』昭和五十八年十二月) 四二―三頁に詳しく言及している。また、山崎一郎前掲論文にも詳しい。
- (6) 山崎一郎前掲論文。一三頁
- (7) 天明五年「鉄方御用留」(田部家文書)
- (8) 同右。
- (9) 同右。
- (10) 同右。
- (11) 『戸河内町史』 通史編(上) 二八三〜二八四頁。
- (12) 相良英輔「近世後期松江藩におけるたたら生産と流通」『たたら製鉄・石見銀山と地域社会』清文堂、二〇〇八年三月) 所収、一三三頁)
- (13) 『鉄師絲原家の研究と文書目録』(島根県横田町一現、奥出雲町教育委員会、二〇〇五・三、一一九〜一二〇頁)
- (14) 寛政十年三月「鉄師共大坂借用銀鉄方御役所御振替被下置歳賦御上納算用帳」(田部家文書・整理番号 右上前3の1の48)
- 鳥谷智文「奥出雲絲原家の歴史的変遷について」『鉄師絲原家の研究と文書目録』

- 所収、二七頁) によると、絲原家は、「御公物莫太、其上他借不少」という経営状態で、寛政十一年(一七九九)に「御仕入」となり、田儀櫻井家も「高借」で鉄山経営が難渋しており、享和三年(一八〇三)、「御主人」となった、という。
- (15) 相良英輔「近世後期松江藩におけるたたら生産と流通」『たたら製鉄・石見銀山と地域社会』清文堂、二〇〇八・三、一三三頁、所収)
- (16) 田部家文書・文化五年「鉄山殿合一巻」に綴じられた、文政十一年「諸御用附込」に文政十三年六月十九日の「御注進申上御事」がある。これは吉田町大火の一件を、吉田町年寄・藤七と目代・六右衛門が藩の高橋畔右衛門と下郡清三郎、与頭忠四郎に宛てて報告したもので、報告を受けた三人は、取り調べの結果、出火の原因が不審火ではなく、「自火手過」であったことを松江城下の橋本傳藏に報告している。
- (17) 田部家文書・文久二〜慶応元年「御用留」(整理番号・右上二前)。
- (18) 相良英輔「田部家の由来とたたら製鉄業の展開」(相良英輔編著『松江藩鉄師頭取田部家の研究』、島根大学、二〇〇九年三月、所収)。
- (19) 堀江咲月「近世後期の鉄師と社会状況―広島藩佐々木家の経営分析を中心にして―」『史学研究』第二七〇号所収)。
- ただし、物価高騰によってのみ、たたら経営が困難に陥る、というのは短絡的である。幕末には物価の高騰・鉄師の高騰がたたら経営における利潤を増加させているからである。たたら経営において、山内労働者を養う米はたたら経営者にとって重要であるが、米価の高騰が鉄師の上昇をはるかに上回った時に経営困難に陥る。
- (20) 鳥谷智文「近世後期における出雲国能義郡鉄師家嶋家の経営進出―出雲国飯石郡及び伯耆国日野郡への進出事例―」『たたら研究』第五〇号、二〇一〇年二月、所収) では、「絲原家は寛政十一年(一七九九)、田儀櫻井家は享和三年(一八〇三)にそれぞれ「主人」となり、藩の指導を受け入れることとなっていることが注目される」とかなり慎重な表現をしている。

筆者も、「田部家の由来とたたら製鉄業の展開」(相良英輔編著『松江藩鉄師頭取田部家の研究』島根大学発行、二〇〇九年三月、所収)で、弘化四年の田部家について「藩に「御主法」を願い出ている」と表現した。

(21) 中山富広「在来産業たたら製鉄の衰退とその歴史的意義―出雲・田部家「鉄業創始以来営業状態概略」を手がかりとして―」(勝部真人編『近代東アジア社会における外来と在来』所収)

(22) 堀江咲月「近世後期の鉄価と社会状況―広島藩佐々木家の経営分析を中心に―」『史学研究』第二七〇号)

(23) 相良英輔「田部家の由来とたたら製鉄業の展開」(相良英輔編著『松江藩鉄師頭取田部家の研究』所収、平成二十二年三月、島根大学発行)

(24) 宮本又次編『近世大坂の物価と利子』(創元社、一九六三年)

前述の堀江咲月論文は図Iに鉄価をグラフにしている。

(25) 前述「田部家の由来とたたら製鉄業の展開」に詳しく記述している。

史料 田部家文書 文久2(慶応元年)『御用留』(右上1前)
(元治二年五月 吉田町大火事口上書)

元治二丑五月

飯石郡吉田町田部部長右衛門殿手代礼藏
方より出火仕、町中過半焼失、竈数并
御制札場類焼仕候ニ付、吟味口上書

火元口上之覚

私儀田部部長右衛門様方ニ而手代奉公仕

裏門長屋ニ住居罷在候処去ル六日夕

七ツ時囲爐之灰を取、俵ニ入門脇ニ

差置候処、火之気残り居候与相見、同七日曉

八ツ時分側ニ積有之木けらニ火移り

燃上り候を主家業躰之鍛冶場より見出し

火事く、与大声ニ相喚候ニ付、乍驚早

速起上り有合之水を懸ケ相防候中

隣家并ニ村町人別各様追々駈集

色、防方被成遣候得共水之手悪敷

折節西南大風吹立主家居宅江

火移り土蔵共無間も類焼、夫より町内

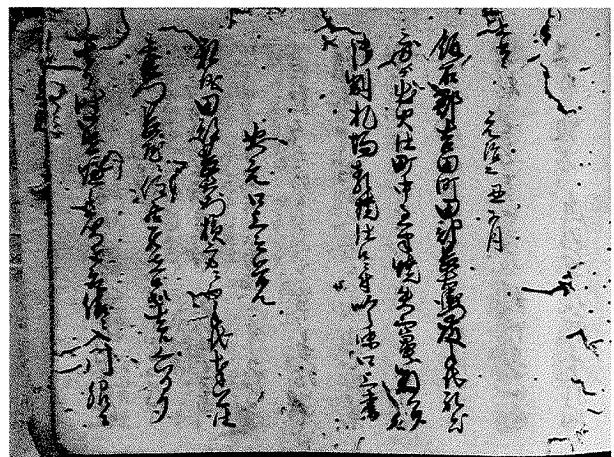
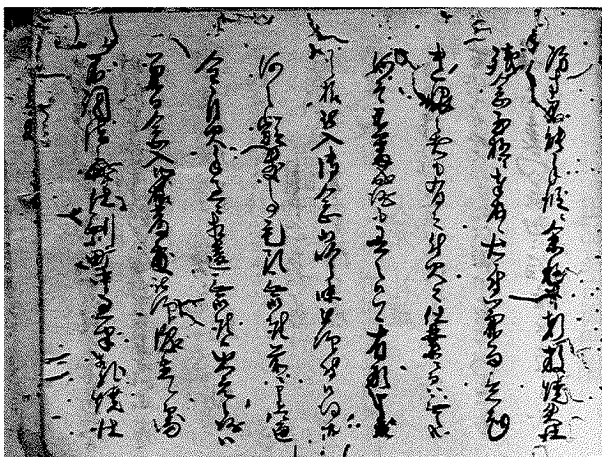
両側へ燃広リ、近頃照統乾居候折柄

防方不能手段ニ余程之軒数焼失仕

残念至極ニ奉存候、右ニ付兼而意趣

遺恨之者も有之、付火之仕業ニ而ハ無之哉

何そ不審成儀も有之候ハ、有形申出



(元治二年五月 吉田町大火事口上書)

候様被入御念御吟味被仰付候得共
何之疑敷事毛頭無御座、前ニ申上候通
全自火手過ニ相違無御座候、火元之儀ハ
兼而念入候様敷敷被仰渡置候處
不調法之儀仕、剩町中過半類焼仕
如何御断申上様も無御座、重々奉恐入候
此段宜敷御断被仰上可被下候以上

火元 礼蔵

丑 五月十日

目代 六右衛門殿

年寄 傳七殿

御注進申上御事

去ル七日晚八ツ時頃田部長右衛門様方
構之内裏門長屋ニ住居罷在候手代
礼蔵与申者方より出火ニ付隣家ハ不及申ニ
村町人別私共直ニ駆付相働候得共水之
手悪敷殊ニ西南大風吹立無間も
町並へ火移り夫より両側へ燃広り、大火ニ
相成防方仕候内、各様方御入込御心配被下
候得共、不能手段、同日四ツ時分迄ニ莫大
類焼仕、扱々苦々敷次第ニ奉存候、何ぞ
火元并町中人別共各様へ悉御吟味被仰付
候得共、礼蔵申出候通全自火手過ニ
相見、何ぞ疑敷儀無御座候、勿論類焼
人別思惑筋等無御座旨申出候、則

口上書取揃差上申候、火元之儀ハ兼而念入候様
敷敷申付置候處、不調法之儀仕敷多
類焼、殊ニ御制札場迄も焼失仕候段
於私共も奉恐入候、且人別持高家内
人数并焼失物左之通ニ御座候

一 家内 式人 吉田町

火元 田部長右衛門様裏門長屋
礼蔵

礎裏門長屋老軒

遣ひ道具不残

一 持高 九百七拾石 田部長右衛門様

家内四人

礎居家老軒

米穀衣類入土蔵老軒

酒造蔵老軒 但釜屋共

同老軒

土蔵座敷兼老軒

作事小屋老軒

厩雪隠雜具入老軒

雪隠拾五ヶ所

水車老軒

夜具衣類過半

遣ひ道具過半

清書ニハ田部の統キ江貞順ヲ書出ス
貞順肩書等書添候事貞順統キ江常伯ト書出ス事

一 持高 拾四石六斗

医者
渡部常伯

家内六人

居家老軒

土蔵一軒

但半焼失

納屋一軒

小屋雪隠老軒

遣ひ道具不残

一 家内四人

傳右衛門借家
太助

居家 老軒

土蔵 老軒

同 老軒

小屋雪隠兼老軒

遣ひ道具不残

一 家内三人

田部長右衛門様借家
七右衛門

居家 一軒

小屋雪隠一軒

遣ひ道具過半

前類地

一 家内三人

田部長右衛門様後家
貞順

居家老軒

清書ニハ此貞順ハ田部の統キ
常伯より前へ書出ス

雪隠老軒

遣ひ道具過半

一 家内四人

徳兵衛

居家老軒

土蔵老軒

小屋雪隠老軒

遣ひ道具過半

一 家内三人

寛市

居家老軒

納屋老軒

小屋雪隠老軒

遣ひ道具過半

一 家内三人

喜代太

居家老軒

雪隠老軒

遣ひ道具過半

一 持高拾五石

延右衛門

家内八人

居家老軒

土蔵老軒

小屋雪隠老軒

遣ひ道具過半

持高四斗

家内式人

居家老軒

雪隠老軒

遣ひ道具不残

家内式人

居家老軒

土蔵老軒

小屋雪隠老軒

遣ひ道具過半

家内三人

居家老軒

雪隠老軒

遣ひ道具過半

家内五人

源蔵

吉兵衛事

喜兵衛

善平借家

田部長右衛門様借家
才市

謙竹借家

居家老軒

小屋雪隠老軒

遣ひ道具過半

持高拾四石四斗

家内八人

居家老軒

土蔵老軒

小屋雪隠老軒

遣ひ道具過半

家内式人

居家老軒

雪隠老軒

遣ひ道具過半

家内三人

居家老軒

小屋雪隠兼老軒

遣ひ道具過半

家内三人

居家老軒

小屋雪隠老軒

常松謙竹

田部長右衛門様借家
仁兵衛

廣八

助蔵

忠四郎

遣ひ道具過半

一家内五人

居家老軒

小屋雪隠老軒

遣ひ道具過半

一家内四人

同 老 人

居家老軒

小屋雪隠兼老軒

遣ひ道具過半

一家内六人

居家老軒

小屋雪隠老軒

遣ひ道具過半

一家内八人

居家老軒

土蔵老軒

小屋雪隠老軒

遣ひ道具過半

房蔵

茂兵衛

同居 いと

佐助

六右衛門借家
定市

一家内七人

居家老軒

小屋雪隠兼老軒

遣ひ道具過半

一家内三人

居家老軒

小屋雪隠兼老軒

遣ひ道具過半

一家内式人

居家老軒

雪隠老軒

遣ひ道具少々

一家内式人

居家老軒

小屋雪隠兼老軒

遣ひ道具過半

一 持高五斗

一家内六人

同 八人

田部長右衛門様借家
助六

西福寺借家
伴蔵

六右衛門借家
定七

栄八

幸三

十四

居家老軒
小屋雪隱式軒
遣ひ道具過半

一 家内三人

居家老軒
雪隱老軒
遣ひ道具過半

一 家内式人

居家老軒
雪隱老軒
遣ひ道具過半

一 家内式人

居家老軒
小屋雪隱兼老軒
遣ひ道具過半

一 持高五石式斗

家内式人
居家老軒

小屋雪隱兼老軒
遣ひ道具過半

市兵衛

傳市

藤藏

西福寺借屋
藤次

一 家内老人

居家老軒
小屋雪隱老軒
遣ひ道具過半

一 持高五斗

家内式人
居家一軒
小屋雪隱老軒
遣ひ道具過半

一 家内三人

居家老軒
小屋雪隱老軒
遣ひ道具過半

一 家内五人

居家老軒
小屋雪隱老軒
遣ひ道具過半

一 持高九升

家内式人
居家老軒

小屋雪隱老軒
遣ひ道具不残

嘉次郎

久藏

伊七

瀧藏

弁藏

一 持高六升

米太

家内式人

居家老軒

土蔵老軒

小屋雪隠兼老軒

遣ひ道具過半

一 持高六升

慎平

家内式人

居家老軒

小屋雪隠兼老軒

遣ひ道具過半

一 家内式人

忠右衛門借家
伊三

同 式人

居家老軒

小屋雪隠兼老軒

遣ひ道具過半

同居 門五郎

一 家内七人

千代松借家
紋兵衛

居家老軒

小屋雪隠兼老軒

遣ひ道具過半

一 (内脱か)

家五人

余八右同断之事

家内六人

居家老軒

小屋雪隠兼老軒

遣ひ道具過半

勘平

一 持高九升

還十

家内五人

居家老軒

小屋雪隠兼老軒

遣ひ道具過半

一 家内式人

傳十

居家老軒

小屋雪隠兼老軒

遣ひ道具過半

一 持高八石六斗

与一右衛門

家内二人

居家老軒

土蔵老軒

小屋雪隠兼老軒

遣ひ道具過半

但半焼失

一 家内式人

傳七借家
政市

居家老軒

小屋雪隠老軒

遣ひ道具過半

〱

一 持高老斗式升

家内八人

居家老軒

土蔵老軒

小屋雪隠老軒

遣ひ道具過半

〱

一 持高六斗

家内三人

居家老軒

土蔵老軒

小屋雪隠兼老軒

遣ひ道具過半

〱

一 家内三人

同 老入

居家老軒

但 桁行七間

但 梁行三間半

納屋雪隠兼老軒

遣ひ道具過半

(これ以降「〱」が記されなくなる)

一 持高拾五石四斗

家内六人

居家老軒

土蔵老軒

但 桁行六間

但 梁行五間

但 桁行式間半

但 梁行三間

土蔵老軒

但 桁行式間半

但 梁行九間

一 持高拾七石

家内式人

居家老軒

土蔵老軒

但 桁行七間

但 梁行七間

但 桁行五間

但 梁行三間

小屋老軒

雪隠老軒

遣ひ道具不残

一 家内老入

〃

嘉市

右居

同

同

同

同

同

同

同

同

真四郎

右居

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

田部長右衛門様借家
花之助

同 式人

居家老軒

但 桁行六間
梁行四間

同居 宇八

右居

小屋雪隱老軒

遣ひ道具過半

〃

一家内六人

居家老軒

但 桁行六間
梁行五間

萬平借家
常助

右居

小屋雪隱兼老軒

遣ひ道具少々

一家内式人

居家老軒

但 桁行三間半
梁行五間

萬平借家
小太

右居

雪隱老軒

遣ひ道具少々

〃

一家内三人

居家老軒

但 桁行三間
梁行六間

傳七借家
慶七

右居

土蔵老軒

但 桁行式間半
梁行式間

〃

小屋雪隱兼老軒

遣ひ道具過半

〃

一家内四人

居家老軒

但 桁行六間
梁行三間半

萬右衛門借家
本十

右居

土蔵老軒

但 桁行式間半
梁行三間

〃

小屋雪隱兼老軒

遣ひ道具過半

〃

持高四斗八升

一家内六人

居家老軒

但 桁行三間
梁行六間

愛助

右居

土蔵老軒

但 桁行式間半
梁行式間

〃

小屋雪隱兼老軒

遣ひ道具過半

〃

持高式石四斗

一家内五人

居家老軒

但 桁行四間
梁行三間

源助

右居

小屋雪隱兼老軒

〃

遣ひ道具過半
持高四十六石
傳七

家内五人
居家老軒
但 桁行五間
右居

土蔵老軒
但 桁行六間
梁行六間
右居

小屋雪隠
但 桁行五間
梁行式間半
右居

遣ひ道具過半
但 半焼失
右居

持高五拾石
六右衛門
家内五人
居家老軒
但 桁行七間
右居

小屋雪隠兼老軒
但 梁行五間半
右居

遣ひ道具少々
萬平

高式拾石
家内六人
居家老軒
但 桁行六間
右居

小屋雪隠兼老軒
但 梁行三間半
右居

遣ひ道具少々
右之寄

人数式人
住持老入
坊守老入
真宗
西福寺

本堂老軒 但四間半二六間
庫裏老軒 但三間半二六間

廊下
但 桁行四間
梁行老間

納屋老軒
但 桁行三間
梁行式間

仏具少々
遣ひ道具不残

禅宗長寿寺老門

宗仰堂老軒 但式間四方

御制札場老軒
但御制札者不残外シ目代手前ニ
預り置申上候

鋼蔵老軒

但近火の用心上屋根剥置損来申上候

十王堂老軒 但丸焼

竈数 六拾老軒
土蔵 式拾三軒

内四軒 半焼失

老ヶ寺

薬師堂 壹軒

十王堂 壹軒

御制札場 壹軒

此人高 貳百四拾九人

村田畿右衛門様

右之通相違無御座、此外人馬過等

無御座候、此段宜敷被仰上可被下候以上

五月十一日 年寄 傳七

目代 六右衛門

佐藤白藏殿

下郡傳九郎殿

与頭萬四郎殿

与頭栄三郎殿

与頭萬四郎
下郡傳九郎

佐藤白藏

右手代禮藏方より去ル七日晝八ツ時頃より出火
燃上り候ニ付、私共早速罷出防方色々手を尽し

候得共、西南風強ク大火燃廣り防方不相叶

同日四ツ時頃迄ニ焼鎮り、余程之軒数焼失仕

扱々不便至極ニ奉存候、依之火元礼藏并隣家

勿論町中人別悉吟味仕候処、前件申出

候通何之疑敷儀茂不相見、仍火元口上書

町役人注進書共取揃差上申候、且隣家并

町中人別口上書者郡役人手前取置申上候

扱又火元禮藏儀者急度申付置御訴

申上候以上

五月十三日

与頭栄三郎